

第 13 回 大阪市あんしんマンション審査委員会 会議要旨

1 日 時 平成 23 年 7 月 29 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時 40 分

2 場 所 大阪市役所本庁舎 P1 会議室

3 出席者

（委員） 大森委員長、篠田委員、中嶋委員、牧委員、木多委員

（幹事） 中野都市整備局住宅政策課長、片岡住まい情報センター所長（代理出席）、城戸
消防局予防課長（代理出席）、阿部都市整備局防災・耐震化計画担当課長、

（事務局）西まちづくり事業企画担当課長、大嶋住宅政策課副参事、若井住宅政策課担当
係長、長谷川、柿木、殿本民間開発担当課長、村上民間開発担当課長代理、林
住宅政策課担当係長、中野

4 議 題

（ 1 ） 防災力強化マンション認定制度 事前審査 （ 4 件（新築分譲））

5 議事要旨

（ 1 ） 防災力強化マンション認定制度 事前審査 （ 4 件（新築分譲））

認定基準を概ね満たしているものと判断されたが、以下の意見があった。

- ・ 家具転倒防止マニュアルについて

家具転倒防止マニュアルに添付の住戸詳細図については、入居者の方が家具配置や固定を行うときに重要な手がかりになるため、壁面の塗り分けの色使いや凡例の説明内容を分かりやすいものとする必要がある。

- ・ かまどベンチやマンホールトイレ等の配置について

災害後に入居者の方々がマンションに備わる施設を活用し戸惑うことなく対処できるようにするためには、災害時及び災害後の生活を十分にイメージし、各住戸や、防災倉庫、災害時活動場所、かまどベンチなどの防災関連設備相互の動線計画について十分に検討する必要がある。また、入居者もその動線計画を把握できるよう防災アクションプランに明記する必要がある。

- ・ 家具転倒防止対策相談窓口について

住宅性能表示制度による耐震等級が 2 であるため認定基準では相談窓口の設置は求めないものの、各家庭において積極的に家具転倒防止対策を実施いただくために、転倒防止マニュアルを補足する相談窓口の設置が望ましい。

- ・ 防災倉庫内の備蓄について

かまどベンチの燃料など浸水等により使用できなくなるものについては、棚上部に配置するなど備品レイアウトにおいて配慮する必要がある。

- ・ 食料品の備蓄について
各家庭における食料品等の備蓄については、災害後、家具の転倒等により収納庫の蓋をふさいでしまわないよう、家具の配置や備蓄位置などに工夫が必要である旨を明記する必要がある。
- ・ 生活用水（マンホールトイレ用水）の確保について
災害後の水道停止時にマンホールトイレが有効に機能するかどうかについては不明な点が多いため、防災訓練等において使用方法等を適切に周知することとあわせて、マンホールトイレ用水として利用できる生活用水を敷地内に確保しておくことが望ましい。
- ・ 防災訓練について
災害時に、防災アクションプランの内容が確実に実行されるためには、入居者自身が日常から備え付けの防災設備物資等の取り扱い方法を把握しておくことが重要である。防災訓練については、高層住戸の生活場所の確認や、かまどベンチ・マンホールトイレの組み立て・使用方法など備え付けの防災設備物資等の取扱い説明等を、初回の防災訓練時に限定せず継続的に実施する旨をアクションプランに明記する必要がある。
- ・ 防災情報マップについて
入居者の方がマンション敷地の防災情報を容易に把握できるよう、防災アクションプラン添付の防災情報マップに計画地を表示する必要がある。

なお、災害後各家庭で活用できる災害用トイレパックや飲料水用折りたたみポリ容器、ポータブル発電機等の物資を建設当初から備蓄する計画の案件や、同じく災害用トイレパックやドライシャンプーやカイロなどの日用品を備蓄する計画の案件については、その取り組みについて高く評価された。

6 会議資料

審査委員会資料（非公開）

以上